

備考2及び3中「所得金額」を「所得」に改める。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「新・増設の」を削る。

(原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成十五年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「当該設備に」を「当該対象設備に」に改め、同項第一号中「新設し、又は増設した設備」を「対象設備」に、「当該設備」を「当該対象設備」に改め、同項第二号中「当該年」を「年」に、「新設し、又は増設した設備」を「対象設備」に、「当該設備」を「当該対象設備」に改める。

別記様式第一号(表)中
「所得金額」を「所得」に、「新・増設の設備」を「対象設備」に、「新・増設した設備」を「対象設備」に改め、同様式(裏)備考5(1)及び(2)中「新設し、又は増設した設備」を「対象設備」に改め、同様式付表1(表)中「所得金額」を「所得」に、「新・増設した設備」を「対象設備」に改め、同様式付表1(裏)備考4中「所得金額」を「所得」に、「新・増設した設備」を「対象設備」に改める。

別記様式第二号(表)中「所得金額」を「所得」に、「新・増設の設備」を「対象設備」に、「新・増設した設備」を「対象設備」に改め、同様式(裏)備考4中「所得金額」を「所得」に、「新設し、又は増設した設備」を「対象設備」に改め、同様式付表(表)中「所得金額」を「所得」に、「新設し、又は増設した設備」を「対象設備」に改め、同様式付表(裏)備考1中「所得金額」を「所得」に、「所得金額を」を「所得の金額を」に改め、同様式付表(裏)備考2中「所得金額」を「所得」に改め、同様式付表(裏)備考3中「所得金額」を「所得」に改め、「既設」の次に「の設備」を加え、「設備」を「対象設備」に改める。

別記様式第三号(表)及び別記様式第四号(表)中「設」を「様」に、「新・増設の設備」を「対象設備」に、「新・増設した設備」を「対象設備」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月二日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第三十二号

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則(平成九年石川県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表四の項を次のように改める。

4 便 所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所(以下この項において「不特定多数利用便所」という。)を特定の階に偏ることなく設けること等により、これらの者が不特定多数利用便所を利用する上で支障がないようにすること。
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (2) 不特定多数利用便所の数は、不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する階（次に掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上とすること。
 - ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの
 - イ 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、これらの者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- (3) 不特定多数利用便所を設ける階においては、当該不特定多数利用便所のうち1以上（当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件（令和6年国土交通省告示第1074号。以下「便所配置基準告示」という。）第3に規定する数以上）に、車椅子使用者用便房（次に掲げる構造の便所をいう。以下同じ。）を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上。(4)において同じ。）設けること。
 - ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
 - イ 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
 - ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (4) (3)の規定にかかわらず、便所配置基準告示第5各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定するところにより車椅子使用者用便房を設けること。ただし、(2)の規定により不特定多数利用便所を設ける階の床面積の合計が1,000平方メートル未満であるときは、便所配置基準告示第5第4号の規定にかかわらず、不特定多数利用便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上設けること。
- (5) 不特定多数利用便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けること。
- (6) 不特定多数利用便所であって男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置き的小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器で両側に手すりが適切に配置されているものを1以上設けること。

「車いす使用者が」及び「車椅子使用者が」は、「車いす使用者用客室」と「車椅子使用者用客室」を指し、「車いす使用者」と「車椅子使用者」は、「車いす使用者用便房」と「車椅子使用者用便房」を指し、「車いす使用者」と「車椅子使用者」は、「車いす使用者」と「車椅子使用者」を指し、「車いす」と「車椅子」は、「車いす」と「車椅子」を指す。

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件（令和6年国土交通省告示第1072号）に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

- ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

- イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数に200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数

「車いす使用者用駐車施設」と「車椅子使用者用駐車施設」を指す。

中「すべて」を「全て」に改め、同項(ア)中「経路()」の次に「当該利用居室等が17の項の観客席である場合にあっては当該観客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路(以下「車椅子使用者用経路」という。)を含み、」を挿入し、「あつては、」を「あつては」に改め、同項(イ)中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者用客室」を「車椅子使用者用客室」に改め、「経路」の次に「(当該利用居室等が17の項の観客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)」を挿入し、同項(ロ)中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、「経路」の次に「(当該利用居室等が17の項の観客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)」を挿入し、同表九の項(イ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(ロ)中「車いす寄せスペース」を「車椅子寄せスペース」に改め、同表十の項(イ)中「車いす」を「車椅子」に改め、同項(ロ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表十一の項(ア)中「かご」を「籠」に、「車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項(イ)及び(ロ)中「かご」を「籠」に改め、同項(オ)中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(カ)及び(ク)中「かご」を「籠」に改め、同項(ケ)中「かご」を「籠」に改め、同項(ケ)中「かご」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項(ケ)中「かご」を「籠」に改め、同項(コ)中「かご」を「籠」に改め、同項(ロ)中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(ロ)中「かご」を「籠」に改め、同項(ア)及び(イ)中「かご」を「籠」に改め、同項(ア)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「かご」を「籠」に改め、同項(イ)中「車いす」を「車椅子」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表十三の項(イ)中「車いす」を「車椅子」に改め、同項(ロ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表十五の項(ア)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表十七の項(イ)を次のように改める。

(1) 別表第1の1の表3の項及び4の項の公益的施設の客席には、次に掲げる数及び構造の車椅子使用者が利用できる場所(以下「車椅子使用者用部分」という。)を設けること。

ア 車椅子使用者用部分の数は、当該客席に設ける座席の数が400以下の場合には2以上、400を超える場合は当該座席の数に200分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上とすること。

イ 車椅子使用者用部分の幅は90センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。

ウ 車椅子使用者用部分の床は、平らとすること。

エ 車椅子使用者用部分の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講ずること。

別表第1の1の表十七の項(イ)中「車いす使用者用客席」を「車椅子使用者用部分」に改め、同表十八の項(イ)、同表十九の項(イ)及び(ロ)、同表二十の項(イ)及び(ロ)、同表二十一の項(イ)、同表二十二の項、同表二十三の項(イ)並びに同表三十七の項(イ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

別表第1の1の表四の項(イ)及び同表五の項(イ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表六の項(イ)中「車いす」を「車椅子」に改め、同項(ロ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表八の項(イ)中「かご」を「籠」に改め、同項(イ)及び(ロ)中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(イ)から(ロ)までの規定中「かご」を「籠」に改め、同項(ケ)中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(ロ)及び(シ)中「かご」を「籠」に改め、同表九の項(イ)、同表十五の項(イ)及び(ロ)並びに(イ)ア、同表十六の項(イ)及び(ロ)、同表十九の項並びに同表二十一の項(イ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(ロ)中「すべて」を「全て」に改め、同表二十二の項(イ)中「車いす使用者用乗降口」を「車椅子使用者用乗降口」に、「車いすスペース」を「車椅子スペース」に、「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改め、同表二十四の項(イ)カ、同表二十五の項(イ)、同表二十六の項(イ)及び(ロ)並びに同表三十七の項(イ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

別表第1の1の表一の項(イ)中「車いす」を「車椅子」に改め、同表六の項(ロ)中「車いす使用者用駐車スペース」を「車椅子使用者用駐車スペース」に改め、同項(イ)中「車いす使用者用駐車スペースは」を「車椅子使用者用駐車スペースは」に改め、同項(イ)ア中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項(イ)ロ中「車いす使用者用駐車スペース」を「車椅子使用者用駐車スペース」に改め、同項(イ)中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

別表第1の1の表一の項(イ)中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

別表第1の1の表一の項(イ)中「1 路外駐車場車いす使用者用駐車施設」を「1 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項(イ)中「車いすを」を「車椅子を」に、「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」を「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項(イ)中「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」を「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」に改め、同表一の項(イ)中「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」を「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」に

改め、同項(ウ)(イ)中「車さす」を「車蘇子」に改める。

別表第三の二の項(ア)からサまで及びス中「かひ」を「籠」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第二の一の表四の項、七の項(1)、八の項(1)及び十七の項(1)の規定は、この規則の施行の日以後に着手する新築等及び当該新築等をした公益的施設の維持について適用し、同日前に着手した新築等及び当該新築等をした公益的施設の維持については、なお従前の例による。

選挙管理委員会

石川県公職選挙運動実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月二日

石川県選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会規則第一号

石川県公職選挙運動実施規則の一部を改正する規則

石川県公職選挙運動実施規則(昭和三十年石川県選挙管理委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項第一号(イ)中「五百円」を「千円」に改め、同号(イ)を同号(ト)とし、同号(ホ)中「千円」を「千五百円」に、「三十円」を「四十五万円」に改め、同号(ホ)を同号(ト)とし、同号(ニ)中「一万二千円」を「一万三千円」に改め、同号中(ニ)を(ホ)とし、(イ)を(ト)とし、(ト)の次に次のように加える。

(イ) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第七十三条第一項第三号(イ)中「船賃」の下に「、航空賃」を加え、「(ロ)及び(イ)」を「から(ト)まで」に改め、同号(ロ)中「一万円」を「二万円」に改め、同条第二項中「一万円」を「一万五千円」に、「一万五千円」を「二万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の石川県公職選挙運動実施規則の規定は、この規則の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

石川県選挙管理委員会告示第66号

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する規程(平成6年石川県選挙管理委員会告示第76号)の一部を次のように改正する。

令和7年7月2日

石川県選挙管理委員会

別記第5号様式備考4中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円+5円18銭」を「419,000円+5円62銭」に改める。

別記第6号様式備考4中「541円31銭」を「586円88銭」に、「586,905円+28円35銭」を「609,690円+30円73銭」に改める。

別記第7号様式その2別紙備考1中「7円73銭」を「8円38銭」に、「386,500円+5円18銭」を「419,000円+5円62銭」に改め、同様式その3別紙備考2中「541円31銭」を「586円88銭」に、「586,905円+28円35銭」を「609,690円+30円73銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。